

装管調第304号
令和4年1月12日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部総務部長
海上幕僚監部装備計画部長 殿
航空幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う装備品等の調達の実施について(通知)

標記について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)及び特措法第31条の4第3項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)の各状況において、下記のとおり実施することとしたので通知する。

なお、装管調第13979号(令和3年10月1日)は廃止する。

記

1 対策事項

装備品等の調達の各段階における対策事項は各号のとおり。

(1) 調達要求

- ア 不急の調達の自粛、調達要求時期や納期（履行期限）の適切な設定
- イ 郵送やメール等のオンラインでのやり取り、政府電子調達（G E P S）を積極的に活用する等、調達要求に必要な事業者との接触の局限
- ウ やむを得ず直接的な接触が必要な場合における必要十分な感染症対策の実施

(2) 契約手続

- ア 電子入札や郵送による入札の推進、メール等のオンラインでのやり取り、政府電子調達（G E P S）を活用した文書の受領等、契約手続に必要な事業者との接触の局限
- イ やむを得ず直接的な接触が必要な場合における必要十分な感染症対策の実施

(3) 納入又は役務履行、監督検査、原価監査等

- ア 監督検査における資料審査の拡充
- イ 完成検査、受領検査時の事業者の立会いの人数局限
- ウ 事業者側の意向を踏まえた事業者営業所、工場等への訪問を伴う原価監査その他監査、調査等の原則実施自粛（やむを得ず実施する場合は人数を局限）
- エ やむを得ず実施する契約相手方及び監督官、検査官又は原価監査官の県境をまたぐものを含めた行き来、訪問、直接的な接触における必要十分な感染症対策の実施
- オ 納期又は履行期限の変更や延長等の措置。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による納期猶予や契約解除等に対しては、引き続き無責での納期猶予や契約解除（一部解除を含む。）を行うなどの対応を実施

(4) 代金支払

- ア 契約相手方の事業継続を考慮した迅速な代金支払への配慮
- イ 可能なものについて、前金払や部分払、分割払等の支払方法の柔軟化への配慮

2 各状況等において実施する対策

- (1) 緊急事態宣言に係る措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、前項に掲げる対策事項を可能な限り実施するものとする。
- (2) また、前号以外の区域においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止及び防衛関連企業への配慮・支援の観点から、前項に掲げる対策事項の実施に努めるものとする。

3 その他

疑義等が生じた場合は、順序を経て防衛装備庁調達管理部調達企画課に問い合わせられたい。

配布区分：防衛装備庁調達管理部調達企画課長、原価管理官、企業調査官